

『(仮称) ほうじょう学園の設置に関する基本構想』策定支援他業務委託の
提案書提出にあたっての留意事項

『(仮称) ほうじょう学園の設置に関する基本構想 (案)』(以下、『基本構想 (案)』という。)の策定にあたっては、『義務教育学校等の設置に関する検討報告書 (案)』(以下、『報告書 (案)』という。)等を参照し、今後の状況や検討委員会等での内容を踏まえ、『基本構想 (案)』の記載内容の詳細を決定しますが、現段階において仕様書に記載する『基本構想 (案)【暫定版】』に記載されたい内容の一例を示します。

なお、『基本構想 (案)』の策定業務を進める上で、下記内容は変更する可能性があることを念のため申し添えます。

【学校の類型に関すること】

1. 義務教育学校等について〔報告書(案)第3章関連〕

小中一貫教育を実施するあたり、「義務教育学校」又は「併設型小・中学校」のいずれを採用すべきかを理由とともに明らかにする。

【学校設備に関すること】

2. 北条公園の必要面積について〔報告書(案)第4章第6節(2)関連〕

『学校設置基準』に照らし合わせて、新設学校(校舎・体育館・運動場等)の必要面積を改めて整理し、北条公園用地からの編入面積を割り出す。

3. 北条公園の整備方針と代替用地の確保について〔報告書(案)第4章第6節(3)関連〕

北条公園用地を編入させる場合となった場合は、近隣地に同等面積の都市公園代替地を確保する必要がある。現北条小学校の利用については、「普通財産」となり市長部局の所管となる。これらについて、『大東市緑の基本計画』や『大東市都市公園再整備計画』の方針に基づき、大きな方向性を示す。

4. 北条公園と学校施設の共有について

「都市公園」と「教育財産」の共有化についての検討及び先進事例の研究を行い、必要に応じて、基本構想に記述する。

5. 新校舎等の位置・規模について〔報告書(案)第4章第3節(2)関連〕

『学校設置基準』に照らし合わせて、新設学校(校舎・体育館・運動場等)の必要面積を改めて整理するとともに、現北条中学校の校舎活用と新校舎の機能一体性、付加価値機能等を考慮し、大まかな位置・規模を提案する。

6. 前期課程専用の体育館の新設について〔報告書(案)第4章第4節(2)関連〕

『学校設置基準』に基づく確認を行うとともに、義務教育学校の先進事例を参考にし、前期課程専用の体育館の新設の必要性の確認及び現北条中学校の体育館の共有化の可否について検証する。

なお、専用の体育館を新設する場合、現北条中学校のプールを廃止し、当該場所の活用を含めて検証する。また、プールを廃止する場合は、民間プールの活用について触れる。

7. 施設整備費や補助金制度について〔報告書(案)第4章第4節関連〕

新校舎・体育館・給食室の整備事業費について、総務省の推奨基準や近隣自治体の事例を参照し、整備予定面積に合ったものを算出する。

【通学区域に関すること】

8. 通学区特認校制の導入について〔報告書(案)第4章第6節(5)関連〕

通学区特認校制の導入のメリット・デメリットを検証する。

【附属機能に関すること】

9. 附属機能の可能性について〔報告書(案)第4章第3節(3)関連〕

学校施設・機能の複合化の可能性について検討を行い、学校教育の安全性を担保した上で、地域の意見や先進事例を参考に、具体的な機能について記述する。

10. 放課後児童クラブの設置について

放課後児童クラブの設置について記述する。

【新しい教育課程に関すること】

11. 課程の区分について〔報告書(案)第4章第5節(1)関連〕

学年区分については、「6-3」「4-3-2」といった区切りの制度根拠を整理するとともに、柔軟な区切りによる利点・意義等を整理する。

12. 特色ある取組みや教員の指導体制について〔報告書(案)第4章第5節(2)・(3)関連〕

①今日まで取り組んできた「小中連携教育」の取組み内容と、その成果と課題を整理する。

②『報告書(案)』の提案内容に沿って、保護者や第三者にわかりやすく解説し、先進事例等による新たな提案についても整理する。

【全体スケジュールに関すること】

13. 全体スケジュールについて

『基本構想』に沿って計画を進めた場合に想定される整備計画や運営の手法等、今後の状況を整理し、その状況に応じた開校までの全体スケジュール案を作成する。